

第2回 農地法制の在り方に関する研究会 議事概要

1. 日 時 令和5年1月24日（火）13時00分～15時40分

2. 場 所 農林水産省6階 農林水産技術会議委員室

3. 出席者

（委員）

加藤委員、馬場委員、原田委員、疋田委員、柚木委員、吉富委員、吉原委員

（農林水産省側）

経営局 村井局長、長井審議官、望月農地政策課長

農村振興局 佐藤農村政策部長、新川農村計画課長

4. 議題

農用地等の確保に関する国の関与の在り方及び食料安保の観点に立ったゾーニングの在り方について

5. 議事内容

有識者よりヒアリングを実施後、資料6について農林水産省から説明。有識者の発言要旨及び各委員等からの主な意見は以下のとおり。

（1）有識者

- ① 柴田 明夫 株式会社資源・食糧問題研究所代表
- ② 福与 徳文 茨城大学農学部地域総合農学科教授
- ③ 西村 恵太 埼玉県農業政策課長
- ④ 寺田 周平 長野県伊那市農林部参事

（2）有識者の発言要旨

- ロシアは食料を「戦略物資」と位置付け、中国は輸入能力向上から自給率向上に政策転換（農地面積を1億2千万ha、食料を6億5千万トン確保）するなど、世界の食料事情が不安定となる中、国内の生産基盤である農地の確保と輸入依存からの脱却が急務。
- 農振法の区域区分制度（優良農地確保のためのゾーニング）の課題は、都市的開発が優先され、区域変更が比較的容易な点。食料安定供給の観点から、一定規模以上の農用地区域からの除外は、国の関与が必要。
また、地域計画（人・農地プラン）など、地域の話し合い（住民意識の醸成、地域の将来像の共有）を優良農地の保全につなげることが重要。それにより、農用地区域外の農地を農用地区域へ編入することも可能。
- 現場に近いほど開発を望む圧力が強く、市町村・都道府県だけで対処することは困難。転用のための農用地区域からの除外については、国の関与の下で適否を判断する必要。
- 農用地区域は、街の活性化の観点から開発圧力に晒されている。無秩序な開発を避け、食料供給に必要な農地を確保するために、農用地区域からの除外に関して、どのような国の関与があり得るか検討することが重要。農用地区域の除外の判断基準となる地域計画等のゾーニングを適切に行うための支援があれば、無秩序な開発圧力に対抗が可能。

(3) 意見交換の概要

- 農地は、食料安全保障の基盤。農振法で、国が農地を守る責務がある旨を法定化すべき。農用地区域の除外は、市町村・都道府県に任せるのではなく、国の関与が必要。
- 農用地区域外で地域計画が作られた場合、区域外の農地を農用地区域に編入するなど地域計画との整合を図ることが重要。
- 食料安全保障に加えて、エネルギー確保の観点から、農用地区域の除外について、国が関与する仕組みが必要。その上で、地域計画を活用し、農地の集積・集約化を進めていくことが重要。
- 農用地区域からの除外は、地域計画との整合を図ることが重要。そのため、地域計画は、将来の見通しをもって作成する必要。農用地区域の除外について、市町村など現場に近い者は短期的な開発利益の観点から行う傾向。
- 優良農地の確保に関する国の関与の方法としては、ゾーニングではなく、農地法の転用許可基準等を厳格化する方が有効。
- 農地転用を防ぐには、農用地区域を除外させないことが最善。農用地区域以外の農地で農地転用が認められない事例は皆無。
- 我が国では、農振法と農地法で農地を守っているが、農地法の転用規制は我が国固有のものであり、先進国にはない仕組み。一方で、ゾーニング制度はどの先進国にも存在。
- IC周辺などは開発圧力が強く、県だけ対抗することは困難。
- 農用地区域からの除外に国が関与するにせよ、何を根拠に、何を判断基準にするのか、地方公共団体との役割分担を考えていく必要。また、地域計画との整合性を確保することが重要。

以上